

# 社会福祉法人希愛会 役員等報酬規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人希愛会の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

## (定義)

第2条 本規程でいう役員等とは、理事・監事・評議員・苦情対応第三者委員及び評議員選任・解任委員をという。

## (理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事長及び理事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬を支払わないものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬はこれを支払わないものとする。

## (役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会（出席）以外の日において、法人及び施設の運営のための業務に当たった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

2 理事が理事会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務に当たった場合、別表2により報酬を支払うことができる。

3 評議員が評議員会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務に当たった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

## (監事の出席報酬等)

第5条 監事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。また、同日にあわせて監事業務を行った場合は、監事監査業務報酬を支払う

2 監事が理事会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導監査への立会及び運営状況の指導または監査の業務に当たった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

## (苦情対応第三者委員の出席報酬等)

第6条 苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬を支払わないものとする。また、同日にあわせて苦情対応第三者委員に係る業務を行った場合であっても、本条次項の報酬はこれを支払わないものとする。

- 3 苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設に係る苦情対応の業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

#### （評議員選任・解任委員会の出席報酬等）

第7条 評議員選任・解任委員会が委員会に出席した時は、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬はこれを支払わないものとする。

- 2 評議員選任・解任委員会（出席）以外の日において、法人及び施設の運営のために業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

#### （出張旅費）

第8条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。

- 2 旅費は、実費を支給する。
- 3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。
- 4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- 5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

#### （適用除外）

第9条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。（職員は日当を支払わないものとする）

#### （改正）

第10条 本規程の改正は、評議員会の決議を経なければならない。

#### 付 則

- 1 この規程は、平成20年4月1日より適用する。
  - 改定 平成23年4月1日より適用する。
  - 改正 平成24年4月1日より適用する。
  - 改正 平成26年4月1日より適用する
  - 改正 平成27年4月1日より適用する
  - 改正 平成29年4月1日より適用する
  - 改正 平成31年4月1日より適用する
  - 改正 令和3年 6月 1日より適用する

別表 1 (出席報酬日額)

名 称	報 酬
理事会出席報酬等	5, 0 0 0 円
評議員会出席報酬等	5, 0 0 0 円
苦情対応第三者委員会	1, 0 0 0 円
評議員選任・解任委員会	5, 0 0 0 円

※ 理事及び監事に対して、各年度の総額が 140,000 円を超えない範囲とする。

別表 2 (業務報酬日額)

名 称	報 酬
理事長業務報酬等	5, 0 0 0 円
理事及び評議員業務報酬等	5, 0 0 0 円
監事監査指導報酬等	1 0, 0 0 0 円
苦情対応第三者委員	2, 0 0 0 円
評議員選任・解任委員会	5, 0 0 0 円

別表 3 (出張旅費日額)

旅 費	宿泊費	報 酬	その他
実 費	1 5, 0 0 0 円	5, 0 0 0 円	実 費

※ 報酬等は、現金により本人に支給する  
報酬は、法令に定めるところにより、控除すべき金額を控除して支給する。